

「みやざき救急ステーション事業」実施要綱

第1 目 的

ホテル、旅館、温泉施設及びスポーツ施設等、多数の者が出入りし、主として余暇等の用に供する施設（以下「余暇施設等」という。）は、利用形態等から、他の施設と比較して救急要請も多く、より早い応急手当及び消防機関への的確な通報が求められている。

このことから、当該施設等の関係者に応急手当法の普及を図ることにより、利用者の安全・安心感を高めるとともに、広く市民へ応急手当の必要性を啓発することを目的とする。

第2 事業名称

本事業の名称は、みやざき救急ステーション事業（以下「ステーション事業」という。）とする。

第3 事業内容

- 1 傷病者等に係る的確な情報を消防機関へ通報すること。
- 2 救急隊が到着するまでの間、傷病者等への的確な応急救護処置に関すること。
- 3 救急隊が行う救急救命措置への協力及び支援等に関すること。

第4 対象事業所

主たる用途が、第1条に規定する「余暇施設等」に供するもの。

第5 認定基準

認定基準は、次に掲げるすべての基準に適合する余暇施設等とする。

- 1 従業員等の内、概ね30パーセント以上が、別表第1から別表第3に掲げる講習の修了者であること。
- 2 余暇施設等の営業（公開）時間内に勤務する者の内、前項に規定する講習の修了者が2名以上勤務するよう努めること。
ただし、勤務する者が2名に満たない場合は、この限りでない。
- 3 別表第4に掲げる応急手当資器材を常備していること。
- 4 年1回以上、救急訓練をしていること。

第6 認定要領

- 1 消防局長（以下「局長」という。）は、余暇施設等からステーション事業に係る認定申請書（様式第1号）に基づき申請があった場合、認定の適否について審査を行うものとする。
- 2 局長は、前項の申請書が第5条の認定基準に適合すると認めるときは、別表第5のステーション事業に係る認定証（以下「認定証」という。）及び別表第6-1又は別表第6-2のステーション事業に係る表示マーク（以下「表示マーク」という。）を交付するものとする。

- 3 認定証及び表示マークを交付された余暇施設等は、認定証及び表示マーク受領書（様式第2号）を提出するものとする。

第7 表示マークの掲示

表示マークを交付された余暇施設等は、当該施設内において表示マークを掲示するものとする。

第8 認定期間

- 1 各余暇施設等の認定期間は2年とする。
- 2 局長は、有効期間満了前に再認定の適否について確認する。
- 3 認定証及び表示マークは、認定基準に適合する場合は継続交付とする。

第9 認定台帳の管理

局長は、余暇施設等の認定経過を、ステーション事業認定に係る台帳（様式第3号）に記録し管理するものとする。

第10 認定証及び表示マークの返還

次の各号に該当する余暇施設等は、認定証及び表示マークを速やかに局長に返還しなくてはならない。

- 1 認定証又は表示マークを汚損し、若しくは記載の内容に変更が生じた場合。
- 2 ステーション事業の認定基準に適合しなくなったとき。
- 3 余暇施設等の業を廃止したとき。

第11 救命講習の再講習

別表第1から別表第3の講習会の修了者は、2年から3年間隔で再講習を受講しなければならない。

第12 救急訓練

- 1 救急訓練を実施する場合は、予めステーション事業に係る訓練実施通知書（様式第4号）により局長へ通知するものとする。

第13 その他

その他必要な事項は、局長が定めた応急手当の普及啓発の推進に関する規則による。

附 則 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

みやざき救急ステーション事業認定申請書

年 月 日

宮崎市消防局長 殿

事業所名

管理権原者氏名

当事業所は、みやざき救急ステーション事業の認定基準に適合するため、みやざき救急ステーション認定証及びみやざき救急ステーション表示マークの交付（更新）を受けたいので申請します。

様式第2号

みやざき救急ステーション事業認定証・表示マーク受領書

年 月 日

宮崎市消防局長 殿

事業所名

管理権原者氏名

下記のとおり、みやざき救急ステーション認定証及び表示マークを受領いたしました。

なお、みやざき救急ステーション事業の認定基準に適合しない場合は、速やかにみやざき救急ステーション認定証及び表示マークを返還いたします。

記

1 事業所名

(1) 名称・用途

(2) 所在地・電話番号

様式第3号

みやざき救急ステーション事業認定台帳

事業所 名 称		所 在 地	
		電話番号	

【交付等の経過】

交 付 年 月 日	年 月 日
継 続 交 付 年 月 日	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
摘 要	

(注) 摘要欄には、再交付等の記録を記載すること。

様式第 4 号

みやざき救急ステーション事業訓練実施通知書

年 月 日

宮崎市消防局長 殿

事業所名

管理権原者氏名

みやざき救急ステーション事業の認定基準に基づき、下記のとおり救急訓練を実施いたします。

記

事業所名	用途	
	電話番号	
訓練実施日時	年 月 日 時 分から 時 分	
訓練の種別	訓練の種別番号を○で囲んでください。	訓練内容
	1 総合	心肺蘇生法、AED 操作訓練、119 番通報訓練等、傷病者の発見から救急隊が到着するまでの一連の救急訓練
	2 通報	119 番通報を行う際、傷病者の情報（状態や年齢等）を迅速的確に伝える事業所職員間での訓練
	3 応急処置	出血時の圧迫止血法や骨折時の固定処置等を再確認し、事業所職員間で行う訓練
	4 支援協力	傷病者を安全な場所へ移動する搬送法や意識のない傷病者に対する体位管理等を再確認し、事業所職員間で行う訓練
訓練概要	[※行った訓練を記載して下さい]	
担当者名		

別表第1

普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目		時間（分）
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性等		15
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	意識の確認、通報、気道確保要領	165
			呼気吹き込み人工呼吸法	
			胸骨圧迫要領	
			シナリオに対応した心肺蘇生法（一人法）	
	AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）		
		指導者による使用法の提示		
		AEDの実技要領		
異物除去法	気道異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認（一人法）			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間				180

備 考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	-------------------------

別表第2

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性等	15	
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	意識の確認、通報、気道確保要領 呼気吹き込み人工呼吸法 胸骨圧迫要領 シナリオに対応した心肺蘇生法（一人法）	
		AEDの使用法		AEDの使用法（ビデオ等） 指導者による使用法の提示 AEDの実技要領
		異物除去法		気道異物除去要領
		効果確認		心肺蘇生法の効果確認（一人法）
	止血法		直接圧迫止血法	165
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
	合計時間			240

備 考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p>
-----	---

別表第 3

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間（分）	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性等	15	
救命に必要な応急手当（小児・乳児・新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	意識の確認、通報、気道確保要領 呼気吹き込み人工呼吸法 胸骨圧迫要領 シナリオに対応した心肺蘇生法（一人法）	
		AEDの使用法		AEDの使用法（ビデオ等） 指導者による使用法の提示 AEDの実技要領
		異物除去法		気道異物除去要領
		効果確認		心肺蘇生法の効果確認（一人法）
	止血法	直接圧迫止血法	165	
	合計時間			180

備 考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	-------------------------

別表第4

応急手当資器材

番 号	品 目	数 量
1	ポケットマスク（キューマスク可）	1
2	三角巾	1
3	ガーゼ	1
4	救急包帯	1
5	ディスポ手袋	1
6	収納ケース	1

※AED（任意）

認定証

殿

貴事業所は、みやざき救急ステーション事業に定める認定基準に適合していると認めます。

よって、認定証及び表示マークを交付します。



記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 有効期限 年 月まで

年 月

宮崎市消防局長

みやざき救急ステーション



宮崎市消防局認定

みやざき救急ステーション



宮崎市消防局認定